平成２３年（フ）第１８１４号
福岡県古賀市小竹345番地４
債務者　茂内百合子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４４号
福岡市東区原田４丁目16番36―108号
債務者　浜津　澄夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４５号
福岡市東区原田４丁目16番36―108号
債務者　浜津　雪子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７２号
福岡市西区姪の浜６丁目８番18―１号
債務者　福嶋　美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８７号
福岡市中央区警固１丁目12番８号
債務者　岩崎　美奈
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０４号
福岡市西区下山門団地21番503号
債務者　都合　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６号
福岡県久留米市田主丸町鷹取659番地１
債務者　柳瀬あゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５９号
福岡県久留米市津福本町1611番地３　フィールドリバー102号、前住所福岡県久留米市津福今町217番地　ハイカムール津福Ｂ棟207号
債務者　山口いずみ
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市和田町1158番地１　ハイツ蔵Ｂ103号
債務者　下本地みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１号
千葉県館山市那古1472番地の２
債務者　能城　静枝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３２５号
山梨県甲府市住吉４丁目16番12号　サウスウインドＡ203
債務者　深澤　美紀（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
山梨県甲斐市志田498番地
債務者　名取　研次
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
山梨県山梨市小原東993番地２　１―107
債務者　吉田　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字清水981番地
債務者　清家　涇子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６９４号
福岡市中央区薬院３丁目４番23―1201号
債務者　大和　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県うきは市吉井町若宮317番地３
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６２号
福岡県久留米市津福本町1720番地３　フラワーガーデン津福Ｂ棟201号
債務者　江藤佐和子（旧姓岩坂）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部